

住宅情報

木造戸建住宅の耐震診断・改修の助成制度

耐震改修を推進するため、耐震診断と耐震改修費用の一部を助成します。

●市職員の無料耐震診断

一般診断法を用いて図面のみで診断します。

※正式な診断を行い、証明するものではありません

- 対象**
- ・戸建て住宅
 - ・自己の居住の用に供するもの
 - ・S56/5/31以前に建築または着工され、原則としてS56/6/1以降に増築していないもの
 - ・在来軸組工法のもの
 - ・地上階数が2以下のもので地階を有しないもの

申込方法 耐震診断申請書に必要書類を添付し提出

●耐震診断費補助金

木造住宅の耐震診断を行う市民に対して、費用の一部を助成します。

- 補助額** 診断費用の3分の2以内(上限8万9千円)
- 対象** 在来軸組工法のもの、地上階数が2以下のもので地階を有しないものなど、条件があるので詳細はお問い合わせください

申込期限 9/29(金) ※予算額に達し次第終了

●耐震改修費等補助金

木造住宅の耐震改修などを行う市民に対し、費用の一部を助成します。

補助額 耐震改修費などにかかった費用の23%以内(上限50万円)

対象 耐震診断技術者が行った耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断されたものなど、条件があるので詳細はお問い合わせください

申込期限 9/29(金) ※予算額に達し次第終了

石狩市耐震改修促進計画

耐震化率の目標値として、S56/5/31以前に建築または着工された住宅を「95%」に、多数の方が利用する建築物を「おおむね解消」としています。



空家などの適正管理を

空家などが原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者が責任を問われることがありますので、適切な管理をお願いします。

●危険空家除却費補助金

市が危険な空家と確認した物件を、特定空家として勧告を受ける前に自発的に除却する所有者などに対して、費用の一部を助成します。

- 補助額** 除却費用の2分の1以内(上限50万円)
- 対象** 市が「石狩市特定空家等の認定基準」に基づき、特定空家等に相当する状態である危険な空家と確認した建物
- 対象者** 建物の所有者や相続人など
- 申込方法** 工事請負契約締結前に建築物調査申請書に必要書類を添付し提出
- 申込期限** 10/31(火) ※予算額に達し次第終了

土砂災害特別警戒区域内にある住宅の移転に係る助成制度

土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅に居住する所有者に対して、除却費用と移転費用の一部を補助します。

●土砂災害等危険住宅移転事業補助金

- 補助額** ・除却費用(上限97万5千円)
・移転先の建設または購入費にかかる借入金の利子相当額(上限415万円)
- 対象** 土砂災害特別警戒区域内にある建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していない既存不適格住宅
- 対象者** 土砂災害特別警戒区域に指定された日以前から居住する既存不適格住宅の個人所有者
- 申込期限** 9/29(金) ※予算額に達し次第終了

消費者庁
主唱

5月は消費者月間です

今年のテーマは「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」です。市では、デジタル機器を使った詐欺に関する講演会と、消費者トラブル事例のパネル展を行います。日常生活での消費者トラブルの未然防止について、一緒に考えてみませんか?

消費生活研修会 知っておきたい スマホでポチッの落とし穴

最近相談の多いスマホなどのデジタル機器を介した定期購入トラブルや、宅配便の不在通知を装ったSMS(ショートメッセージサービス)のトラブルなど、手口や対処法を学びましょう。

講師：北海道金融広報
アドバイザー

鈴木垂津子氏



日 31(水) 10時～12時

所 花川北コミセン(花川北3・2)

定 20人(申込順)

申 19(金)までに広聴・市民生活課 ☎72・3191

または右記申込フォームから



▲申込フォーム

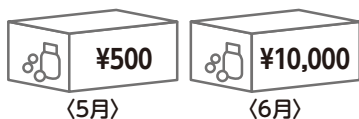
パネル
展

日 22(月)～31(水)の
平日8時45分～17時15分

所 市役所1階ロビー(花川北6・1)

消費生活センターが令和4年度に受けた相談は368件

昨年度は、インターネットの通信販売で、初回格安の商品を定期購入であることに気づかず購入し、2回目以降に高額な請求がきた、という相談が多数寄せられました。「いつでも解約可能」と書いていても、解約時期が限定されている場合もあります。自宅で注文できる便利な契約ですが、「通信販売はクーリングオフの対象外」というリスクを理解して利用しましょう。



また、成年年齢が18歳に引き下げられたことで、若年層がトラブルに巻き込まれる恐れがあります。

春は「雪のせいにして古くなったところも直しましょう」「火災保険を利用して自己負担ゼロ」と勧誘するリフォームトラブルが増えることも予想されます。

契約前に内容をよく確認し、トラブルに遭わないよう心がけましょう。

石狩市消費生活センターへ寄せられた 上位5つの相談事例

	商品	件数	相談事例
1	土地・建物・設備	45件	賃貸アパートなど退去時の原状回復・修繕費に関するトラブル
2	運輸・通信サービス	43件	格安スマホや光回線など、インターネット通信利用契約に関する相談
3	商品一般	42件	消費料金などの架空請求、宅配便の不在通知に関する相談
4	保健衛生品	36件	通信販売による化粧品・シャンプーなどの定期購入や解約に関する相談
5	ほかのサービス	27件	冠婚葬祭や排雪サービス、不動産仲介サービスに関する相談

▲昨年度の相談件数は令和3年度から60件増え、368件でした。最も多かった相談事例は、賃貸アパートなどの退去時にかかる原状回復に関するトラブルで、光回線の二重契約や格安スマホに関する相談も増加。年代別では、70代が89件と最多でしたが、幅広い年齢層から相談が寄せられました。

一人で悩まず、ご相談を!

専門の資格を有する相談員が解決に向けた情報提供を行うほか、トラブル先の企業との間に入り、話をします。相談は無料で秘密厳守。

石狩市

消費生活センター

〒市役所1階 日 平日10時～16時

☎75・2282

土・日・祝日の相談は

消費生活ホットライン 188

いやや!

局番なし